

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 2 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 15）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 から別添 3 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添 2)

歯科診療報酬点数表関係

【特定保険医療材料】

問 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅡの 4 の 0 5 9 「純チタン 2 種」(以下、「純チタン」という。)について、鋳造用ではなく C A D / C A M 用の材料を用いた場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

問 2 純チタンで作製した全部金属冠について、歯冠形成はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M 0 0 1」に掲げる歯冠形成の「1 のイ 金属冠」又は「2 のイ 金属冠」により算定する。

問 3 純チタンで作製した全部金属冠について、装着はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M 0 0 5」に掲げる装着の「1 歯冠修復」により算定する。

問 4 純チタンで作製した全部金属冠について、区分番号「M 0 0 0 - 2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は対象となるか。

(答) なる。

(別添 3)

医科・歯科・調剤報酬点数表関係

【診療報酬明細書の記載要領】

問 1 別表 I 「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、電子レセプト請求による請求の場合は令和 2 年 10 月診療分以降については該当するコードを選択することになったが、令和 2 年 9 月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」のとおり記載するのか。

(答) 必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療に係る記載事項であることが分かる記載とすること。